

平成29年2月3日

各位

佐渡市職員の懲戒処分等のお知らせ（プレスリリース）

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

地方公務員法29条の規定に基づき、本日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

事案の概要	<p>当該職員は、「不正に入手した他人名義のキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、平成28年4月11日午後4時30分頃から同年7月20日午後3時9分頃までの間、5回にわたり佐渡市内所在の銀行支店において、現金自動預払機に、前記キャッシュカードを挿入して同機を作動させ、同支店支店長管理の現金合計198万円を引き出して窃取した。」ものであり、同内容で起訴され公判中であります。</p> <p>現在、佐渡拘置支所に勾留中ですが、平成29年1月23日に行われた第1回公判において、起訴内容を認め、内容について争わないことを確認し、当人の接見においても同様の確認をしたため処分したものです。</p> <p>なお、被害者の女性とは私的な知人関係であり、その関係を利用してキャッシュカードと暗証番号を不正入手したことが公判で明らかになっています。</p>	
被処分者所属および処分内容等	佐渡市立両津病院看護部看護科 准看護師 佐藤 栄子（50歳）	懲戒免職
特記事項	<p>市長のコメント</p> <p>患者の命と健康を守り、信頼されるべき職にある職員が、このような重大な事件を起こしたことは、市民の皆様の信頼を裏切る行為であり、誠に遺憾であり深くお詫び申し上げます。</p> <p>事件を起こした職員は、懲戒処分として免職としましたが、度重なる不祥事となりましたことを重ねてお詫び申し上げます。</p> <p>他の職員に対しても、市民の信頼回復に向け、誠心誠意職務に努めるよう指導してまいります。</p>	
担当	両津病院管理部管理課長 金子 雅晃	
連絡先	TEL 0259 - 23 - 5111 FAX 0259 - 23 3070	